

生活保護受給世帯等に対する 下水道使用料、し尿処理手数料の減免の見直しについて

1 現在の減免内容

生活保護受給世帯等に対して、福祉施策の一環として、下水道使用料・し尿処理手数料の減免を実施

	下水道使用料	し尿処理手数料
減免対象	生活保護世帯、中国残留邦人等生活支援給付世帯	
減免内容	下水道使用料のうち基本使用料 (697 円/月 (消費税込))	従量制、人頭制の全額
減免世帯数	11,116 世帯 (令和 2 年度)	73 世帯 (令和 2 年度)
減免総額	93,271 千円 (令和 2 年度)	658 千円 (令和 2 年度)

2 あり方の検討

この減免について、

- ① 厚生労働省が、「下水道使用料、し尿処理手数料は、生活保護費でまかなうべき」との見解を示していること
- ② 他の政令市においても制度の見直しが進み、現在では過半数が減免を行っていないこと
- ③ 下水道普及率が 99.9%(令和 2 年度)に達し、普及促進の役割も終えていること

などを踏まえ、負担の適正化の観点から、「令和 4 年度 北九州市行財政改革推進計画」における新規の取り組みとして位置づけ、あり方を検討してきた。

3 有識者、議会の意見

(1) 制度のあり方について

○二重に措置された状態であれば解消すべきとの見解が大半であった。

- ・二重に措置された状態であれば、解消に持っていかざるをえない
- ・本来は生活保護でまかなうべきと国が見解を示しており、公平性の観点から廃止はやむを得ない
- ・生活保護受給世帯等の下水道使用料の基本使用料の減免制度は、福祉施策として存続すること。住民税非課税世帯など低所得の市民に対しても、申請により下水道使用料の減免が行えるよう、制度を創設すべき（令和4年6月 本会議）など

(2) 見直し時期、経過措置について

○「物価が高騰し、市民生活も厳しくなっている」「経過措置などの激変緩和を検討してほしい」など現在の物価高への配慮を求める意見が多かった。

- ・激変緩和については、配慮が当然必要だと思うので、適正な経過措置をしっかりと取り、対象者にも説明をして、きちんと各自の体制を整えていただく
- ・市民生活が厳しい中、現在減免されている世帯への影響をしっかりと考慮し、経過措置など激変緩和について検討をしてもらいたい（令和4年7月 常任委員会）など

※参考資料：下水道使用料等の減免のあり方に関する意見（要旨）

4 見直しの内容

(1) 見直しの内容

- ①下水道使用料（基本使用料）の減免の廃止
- ②し尿処理手数料（従量制、人頭制）の減免の廃止

(2) 見直しの実施時期

○令和4年10月1日に減免制度の廃止

- ・新規減免申請の受付停止
- ・経過措置

対象：令和4年9月30日時点の減免対象世帯

内容：令和5年度末（令和6年3月末）まで、全額減免を継続
令和6年4月から全額請求

5 対象者への周知方法について

- ・令和4年9月頃に減免対象世帯へ制度改正の通知
（通知に併せて、マイナポイント第2弾やプレミアム付き商品券、節水への取り組みなど、家計負担の軽減につながる取り組み等の案内を同封）
- ・経過措置終了前（令和6年2月頃）に、経過措置対象者に対し、減免終了の通知

下水道使用料等の減免のあり方に関する意見（要旨）

【主な意見】

制度の見直しに関する意見

- ・二重に措置された状態であれば、解消に持っていかなざるを得ないと感じる。
- ・市として、二重措置を是正するという考えや、二重措置を承知のうえで継続するという考えもある。
- ・基本的には、下水道使用料は生活保護費の算定に含まれているため、方向性としては減免の見直しは考えなければならないと思う。減免することで負担の公平が害されると、下水道使用料の適正な計算が阻害される可能性もある。
- ・この減免は、二重措置ということは論理的に明らかで、方向性としては解消せざるを得ない。
- ・自治体によっては、収入が減った世帯に減免を行っているところもある。
- ・生活保護費でまかなうべきものという支給基準について理解している。
- ・生活保護世帯の中でも払っている方と払っていない方がいる状況で、公平に負担していただくという考えは十分納得できる。
- ・物価高やコロナというものもあるが、これまでの経緯や全国状況を見ると、むしろ負担の適正化をなぜこれまでやってこなかったのかということも問われるのではないかと。
- ・財政状況も指摘され、国も二重措置であることを認めているので、適正化ということであれば、理解を示さないといけなと思う。
- ・本来は生活保護でまかなうべきと国が見解を示しており、公平性の観点から廃止はやむを得ないと思う。
- ・二重措置であることは理解するという発言が概ねなされているということだが、その中でも、なぜ今やるのか。
- ・物価高が進んでいる状況で見直しの検討をするのは適切かどうかという意見は、そのとおりだと思う。
- ・生活保護受給世帯等の下水道使用料の基本使用料の減免制度は福祉施策として存続すること。住民税非課税世帯など低所得の市民に対しても、申請により下水道使用料の減免が行えるよう、制度を創設すべき。
- ・物価上昇や円安の影響を受けて、国は給付金を出してまで対応しようとする中で、北九州市は逆に減免を打ち切ろうとしている。そういうときに、保護課が手を挙げて、上下水道局、環境局に対して（減免を廃止しないように）言ってもらわないといけな。

見直しの時期、経過措置に関する意見

- ・一度に廃止されると、収入に対する比率としては厳しいかと思われるので、段階的に減免額を減らしていくなど、工夫して思いやりがある対応をするとよいのではないか。
- ・新型コロナの影響で経済環境が疲弊しているため、実施時期なども含めて財政当局としっかりと協議したうえで方向性を見極めてもらうよう要望する。
- ・なぜ解消が必要なのか、なぜ今なのかについても、きちんと説明することが重要。
- ・なぜ今なのか、という点については疑問が生じられると思われるので、丁寧に対応する必要がある。
- ・当面物価等の状況についても把握する必要があり、国の政策、生活保護世帯の生活状況等も十分に考慮した中での検討が必要ではないかと思っているので、今の時期にするのはどうなのか、時期を見る必要があるのではないかと、今の状況では考えている。
- ・タイミングとして、かなりいろんな状況が厳しくなっている状況であり、きめ細やかな対応が必要。
- ・激変緩和については、配慮が当然必要だと思うので、適正な経過措置をしっかりと取り、対象者にも説明をして、きちんと各自の体制を整えていただく。
- ・市民生活が厳しい中、現在減免されている世帯への影響をしっかりと考慮し、経過措置など激変緩和について検討をしてもらいたい。

説明に関する意見

- ・市としても、こういう検討をしなければならないほど財政状況が苦しいものと思われるが、丁寧に説明し、何とか理解してもらえない。
- ・決まったことありきではなく、事前に分かりやすく説明し、出された意見を踏まえたうえで進めれば、スムーズにいくのではないか。
- ・収入が少ない中では金額的な受け取り方も違ってくるため、なぜそのようになるのか、きちんと説明することが必要。

その他の意見

- ・生活保護世帯ではないが、新型コロナの影響で仕事がなくなるなど困った人達が増え、そのような人々に市が何らかの対策を講じる必要があるのだと思うが、心苦しい問題だと感じている。
- ・減免は経済的な弱者への配慮の側面があり、行政目的の一般会計が負担するものは明らか。減免を継続する場合、一般会計の繰入金金を前提とし、他の市民に不利益がないようにすることが合理的。

- ・この減免の見直しで生活に支障が出るのであれば、それに対しては正当な形での福祉施策で対応していくべきものだ。
- ・コロナの厳しい状況と、物価上昇の懸念は、全世帯共通であり、特に低所得者層、年金生活者も厳しいというのは同じ。
- ・物価高などは、生活保護者だけでなく、全体の話である。節水など取り組んでもらい、少しでも負担感が弱まるようにしてほしい。
- ・コロナ禍、物価高騰といった環境の中、構成員からも様々な意見も出ていることから、今後、丁寧に議論をしてもらいたい。
- ・この財源を全く別の方向に使うわけではなく、困窮世帯への支援に使うのであれば、関係局とも協議し、コロナ対策とか困窮家庭への支援につなげてほしい。